

広島県告示第九百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十一年一月十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市鞆町鞆字西町九〇二番地先から 福山市鞆町鞆字西町九〇六番地先まで	四・二七〇 ・五一	三・九七〇 ・二二		二二・四〇	拡幅